



10月18日は「統計の日」 『数字の先に映し出せ 新たな時代 僕らの未来』



統計調査って、大切なんです！

皆さんは、統計について“聞いたことはあるけどよく分からない”“調査票を書くのが大変そう”などと思っていませんか。統計の日は、1870(明治3)年に日本で最初の近代的生産統計「府県物産表」に関する太政官布告が公布されたことにちなみ、国民の皆さんに統計の重要性に対する関心と理解を深めてもらい、統計調査に対してより一層の協力をいただくため、1973(昭和48)年に定められたものです。また、来年10月には5年に一度の「国勢調査」が行われます。この機会にぜひ、統計について考えてみませんか。

■そもそも、統計って何？

現在、政治や企業活動、スポーツといったありとあらゆる分野で「データ」が重要となっています。「統計」とは、集団の傾向や性質を数で明らかにすることで、統計のためのデータを集めることを「統計調査」といいます。集めたデータの傾向を表す統計があることで、現在の状態を捉えたり、変化を見たり、比較したりすることができます。

【統計で分かる東海村(県内1位の項目)】

項目	数 値
財政力指数	1.439
固定資産税(住民1人当たり)	222.39千円
水道普及率	99.85%
国民年金受給金額(受給権者1人当たり)	688.1千円

茨城県政策企画部統計課「市町村早わかり」(令和元年7月発行)より

■どんな調査があるの？

行政機関が行う調査には、人や世帯を対象とする「国勢調査」「労働力調査」「家計調査」や、事業所を対象とする「経済センサス」「工業統計調査」などがあります。対象の全てを調査する「全数調査」と、対象の一部を調査する「抽出調査」があり、調査内容によってそれぞれ1年から5年の周期で行われます。

■ どうやって調査するの？

「統計調査員」が対象となる世帯や事業所を訪問して調査票を配布し、後日記入された調査票を回収する方法が基本です。しかし、現在では多くの調査がインターネットで回答できるようになっています。世帯や事業所と統計調査員の負担を軽減できるため、インターネットを利用した調査を積極的に推進しています。

■ 調査には、答えないといけないの？

行政機関が行う調査の多くは、「統計法」により報告の義務があります。しかし、報告義務の有無にかかわらず、正確な統計の作成のためには皆さんの協力がが必要です。調査票に記入の内容は統計法により厳重に保護されます。もちろん、調査ごとの目的以外に使われることはありませんので、ご協力をお願いします。

■ 調査結果の使い道は？

調査結果は福祉や教育、防災、地域活性化などの行政施策の基礎資料となるだけでなく、民間企業でも給与の改正や新規店舗の出店計画の資料とするなど、幅広く活用されています。

総務省のホームページでは、さまざまな統計調査の調査方法や、結果の利活用方法がご覧になれます。



募集中!

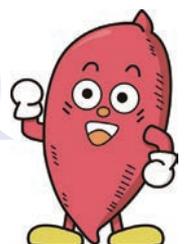
統計調査員 始めてみませんか？

村では、統計調査の際に調査票の配布や回収、点検を行う「統計調査員」として活動できる方を募集しています。

調査員には勤務時間の決まりはなく、ご自身の都合に合わせて活動することができます。登録の要件や方法など、興味がある方はぜひお問い合わせください。



来年実施する
国勢調査に、
ぜひご協力
ください!



【問い合わせ】総務課統計・IT管理担当(☎282-1711 内線1316)